

大阪市規則第82号

国民健康保険の保険料徴収事務に係る帳票に関する規則を廃止する規則

国民健康保険の保険料徴収事務に係る帳票に関する規則（昭和48年大阪市規則第72号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。